

■ 令和7年度第1回 新潟市地域福祉計画策定・推進委員会

日時：令和7年12月25日（木）午前10時～

会場：新潟市陸上競技場2階 第3会議室

（司 会）

ただいまより、令和7年度第1回新潟市地域福祉計画策定推進委員会を開催させていただきます。

本日は年末の大変ご多用の中、またお足元が悪い中お集まりいただきまして、厚く御礼申し上げます。

私は本日の司会を務めさせていただきます福祉総務課の松本と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、10月に本委員会の委員を改選してから初めての開催となりますので、本委員会の概要等を簡単にご説明させていただきます。

はじめに、目的についてでございます。本委員会は開催要綱第1条にあるとおり、計画の策定及び推進するにあたり、計画の策定、進行管理と評価に関すること、計画実践の支援に関することなどについて、市民、関係団体、学識経験者の皆様等、幅広い意見を聴取するため開催させていただくものでございます。

次に、会議の公開及び議事録の取扱いについてでございます。会議の公開については、本市の指針により原則として公開することとなっております。当委員会につきましても傍聴が可能となっております。会議内容につきましても、市の指針により議事録を作成し、後日ホームページなどで公開することとなっております。議事録作成のため録音させていただきますことを、ご了承くださいようお願いいたします。

本日の会議は2時間程度を予定させていただいております。よろしくお願いいたします。

次第2としまして、福祉部長の上所よりごあいさつ申し上げます。

（福祉部長）

皆様おはようございます。福祉部長の上所と申します。本日は年末の大変ご多用の中、またお足元の悪い中、新潟市地域福祉計画策定推進委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。今回は、10月の委員改選後初めての開催となります。新任、再任の皆様におかれましては、委員をお引き受けいただきましたこと、この場を借りて厚く御礼申し上げます。委員の皆様からは、豊かな知見により本市の福祉行政にお力添えをいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて近年、人口減少、少子高齢化の一層の進行に加えまして、あらゆる分野での人手不足、物価高騰など私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しております。このような中、福祉を取り巻く状況も大変厳しくなっておりまして、従来の枠組みだけでは十分に対応することが難しい場面も増えてきていると感じているところでございます。本市では、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、新潟市地域福祉計画を策定し各施策に取り組んでおりますが、今後も直面する問題、想定される課題に限りある人材、資源を活用し、引き続き地域福祉を推進していかなければならないと感じております。

現在、当計画は第3期計画の期間中になりますが、令和9年度からの第4期計画の策定に向け、市民アンケートを実施するなど準備を進めているところでございます。本日は、令和6年度の計画の進行状況に加えまして、次期計画の概要につきましてご説明をさせていただく予定となっております。委員の皆様には、地域福祉のより一層の推進のため、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。本日はよろしく願いいたします。

(司 会)

大変申し訳ございませんが、部長の上所はこれにて退席とさせていただきます。

続きまして次第3としまして、10月の委員改選により新たに委員に就任いただいた方がいらっしゃいますので、恐れ入りますが、委員の皆様方から一言自己紹介をお願いしたいと思います。お手元の委員名簿の順に従いまして、簡単でけっこうでございますが、一言いただければと思います。石橋委員からよろしくお願いします。

(石橋委員)

新潟ボランティア連絡会の石橋富美世と申します。長くお手伝いさせていただいていますが、毎回、学びであったり、経験の場だったり、とても有意義に会議に参加させていただいております。今後ともよろしく願いいたします。

(市嶋委員)

皆さんおはようございます。新潟市保護司会連絡協議会の副会長を今年から務めさせていただいております市嶋と申します。よろしく願いいたします。連絡協議会は平成19年からスタートしておりまして、中央地区、東地区、中蒲、新潟西蒲・南地区の4地区で協議をして、市の皆様方とも連絡、協議をしながら進めてきている団体でございます。よろしく願いいたします。

(稲田委員)

皆さんおはようございます。名簿の3番目になります新潟県社会福祉士会生涯研修を担当しております稲田と申します。本業は燕市社会福祉協議会で地域福祉活動計画の策定等々、微力ながらお手伝いをさせてもらっております。よろしく願いいたします。本日、大変不躰とい

うか、11時半で中座させていただきたいと思っております。大変申し訳ありません。よろしく  
お願いいたします。

(帯瀬委員)

おはようございます。新潟県司法書士会の所属で公益社団法人成年後見センター・リーガル  
サポート新潟県支部の支部長をしております帯瀬と申します。よろしくお願いいたします。今  
回再任なのですがすけれども、地域福祉計画で主に成年後見分野で意見等、経験等を述べられれば  
いいかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(小池委員)

皆さんおはようございます。今期より委員となりました新潟県立大学人間生活学部子ども学  
科の教員の小池と申します。よろしくお願いいたします。前任の本学の村山教員より引き継い  
で委員とさせていただきました。専門は子ども家庭福祉になります。よろしくお願いいたしま  
す。

(里村委員)

おはようございます。NPO法人女のスペース・にいがたの里村英子と申します。今期より  
委員を仰せつかって、少し大変かなと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします  
女のスペース・にいがたは設立して30年以上経ちまして、あらゆる女性のDVですとか、シェ  
ルター等を運営しております。また昨年、あらゆる困難な女性への支援に関する法律ができま  
して、今さらにまた忙しくなっている状況です。よろしくお願いいたします。

(高橋委員)

皆さんおはようございます。新潟市民生委員協議会連合会の理事を務めさせていただいてお  
ります高橋忍と申します。連合会の中では地域福祉部会というものがございまして、そちらの  
部会長もこの12月から務めさせていただくこととなります。民生委員としての活動は私自身、  
江南区大江山地区を回らせていただいております。まったく分からない状態で参加させていた  
だいておりますが、少しでも地域の方に貢献できるように努めてまいりたいと思っておりますので  
よろしくお願いいたします。

(違委員)

公募の違のぞみと申します。家族が福祉にお世話になることもあり、この分野に大変興味を  
持っております。分からないことが多く、勉強しながら参加させていただくと思っておりますが、よ  
ろしくお願いいたします。

(土田委員)

新潟市老人クラブ連合会会長の土田正榮と申します。新潟市は老人クラブが7区にまたがり  
まして、各地区にございますけれども、高齢化で年齢が加速というか、年齢が上がってきまし

て、幅が広がるのですけれども、各地区におきましては、ひきこもりの老人という現象が出てきておりますので、老人クラブといっても連合でみんな固まっているということではなくて、地区でいろんな問題がだいぶ最近発生しているようでございます。私も各7区を回りいろいろな話を聞いておりますけれども、大変な時代だと思えます。よろしく願いいたします。

(樋口委員)

新潟地方検察庁の統括捜査官の樋口といいます。よろしく願いします。私も今年度初めてこちらの委員会の委員となったわけなので、内容等々をいろいろとまだよく分からないところもあるかと思うのですが、私は今、検査庁で入口支援を含めた社会復帰支援を担当しております。ですので、新潟市さんのあらゆる支援の内容を今日勉強させていただいて、うちの支援に活かせればと思い、今日来ましたので、勉強させていただきたいと思えます。よろしく願いします。

(藤瀬委員)

皆様おはようございます。新潟青陵大学の藤瀬竜子と申します。日ごろから各団体の皆様には、学生の教育で多方面でお世話になっております。ありがとうございます。普段は、先ほど部長さんの福祉部門での人材不足といったお話もございましたけれども、大学では保育士、幼稚園教諭、社会福祉士の養成にかかわらせていただいております。本日、多様な分野のお話を勉強させていただきながら、微力ですが努めたいと思っております。よろしく願いいたします。

(堀井委員)

皆様おはようございます。新潟市パーソナル・サポート・センターの堀井と申します。初めて参加させていただきます。前任の蛭原センター長から引き継ぎまして、今年度からセンター長を務めております。生活困窮者自立支援制度法に基づく支援ということで、私、7年目になるのですけれども、日々何が起ころうとおおかしくない相談者のいろいろな事情をお聞きしたりする中で、大変なことが多いのですけれども、そういった中にもやりがいといいますか、そういうものを感じてこの仕事を続けております。今後ともよろしく願いいたします。

(丸田委員)

皆様おはようございます。新潟医療福祉大学の丸田でございます。新潟市の地域福祉推進、さらには推進するための計画づくりについて長く携わらせていただいております。引き続き、精いっぱい役割を果たしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

(皆川委員)

皆さんおはようございます。西区にあります包括支援センター坂井輪のセンター長の皆川と申します。包括支援センターの代表ということで来たのか、まだその辺が理解できていないの

ですけれども、不慣れなところがありますけれども、よろしく願いいたします。

(宮川委員)

皆さんおはようございます。新潟県弁護士会で弁護士をしています宮川といいます。弁護士会では高齢者・障がい者の権利擁護に関する委員会の副委員長をやっています、その委員会の目的である高齢者や障がい者の権利擁護に関する視点から意見を言えたらいいかと思えます。よろしく願いします。

(宮嶋委員)

はじめまして。皆さんおはようございます。私は新潟市障がい者基幹相談支援センター中央の管理を務めさせていただいています。普段は障がい者総合支援センター、西区にありますが、そちらの管理者を兼務させていただいております。今期初めての参加になりますけれども、皆さんからいろいろお話を聞いて、ぜひ学んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(綿引委員)

皆さんおはようございます。この4月から法務省の新潟保護観察所の所長として着任しております綿引と申します。よろしく願いいたします。皆さんご承知のとおり、昨今、犯罪や非行をしてしまう人、犯罪を繰り返してしまう人、その背景には、高齢であったり、障がいであったり、はたまた過酷な生育歴の中で生きてきている。そのような人たちがたくさんいます。こういった人たちが犯罪や非行に走らない、一度走ってしまったとしても、立ち直って再犯、再非行をしないためには、基礎自治体の新潟市のいろいろな行政サービスであったり、さまざまな機関のご協力なしにはなかなか取り組むことが難しくなっております。その中で、この委員に呼ばれているのは本当にありがたいことですし、こういった会が開かれていること、本当にありがたく思っております。よろしく願いいたします。

(司 会)

委員の皆様、大変ありがとうございました。

なお本日、羽生委員からご都合のよりご欠席の旨のご連絡をいただいておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

(福祉総務課長)

おはようございます。福祉総務課長の武藤と申します。皆様にはいつも大変お世話になっております。このたびは委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。皆様それぞれのお立場から、新潟市の福祉行政にお力添えいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(保護室長)

おはようございます。保護室長の高橋です。よろしくお願いいたします。

(事務局：成田)

おはようございます担当係長の成田と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局：小林)

おはようございます。担当の小林と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局：尾崎)

同じく尾崎と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局：島津)

同じく島津と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局：齊藤)

同じく齊藤と申します。よろしくお願いいたします。

(司 会)

また本計画の関係課としまして、本日、障がい福祉課、高齢者支援課、地域包括ケア推進課、こども政策課、こども家庭課、幼保運営課、こころの健康センター、住環境政策課、契約課の職員も参加しております。よろしくお願いいたします。

それでは次第4「議事」に入らせていただきます。本来であれば委員長に議事を進行していただくところですが、はじめの議事である正副委員長の選出をさせていただきますので、委員長決定まで事務局にて議事進行を務めさせていただければと思います。

正副委員長の選出は、開催要綱第5条第1項により、委員の皆様の互選により決定することとなっておりますので、皆様からの推薦をお受けしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

特段推薦がない場合は、事務局案をお示しさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

事務局案でございますが、現在の地域福祉計画を作成した際には委員長を丸田委員、副委員長につきましては、新潟市社会福祉協議会の本村委員にお務めいただきました。事務局としましては、現計画の進行管理のほかに、現計画を踏まえた次期計画の策定を予定していることのほか、本計画と市社協さんが作成する地域福祉活動計画はお互いに補完し合う関係であることから、引き続き委員長には丸田委員に、副委員長には、新潟市社会福祉協議会の羽生委員に務めていただくのが適切と考えておりますが、よろしければ、皆様の拍手をもってご承認とさせていただきますでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。それでは恐れ入りますが、委員長は丸田委員、副委員長は羽生委員にお願いさせていただこうかと思えます。

委員長は委員長席へお願いいたします。

なお、羽生委員におかれましては本日欠席でございますので、本日の委員会においてご承認いただいた際には、お引き受けいただけるとお返事をいただいておりますので、その旨ご報告させていただきます。

それでは、以降の議事につきましては委員長より進行していただければと思います。丸田委員長、よろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

その前に一言だけごあいさつを。ただいま委員長に選出をいただきました丸田でございます。よろしくお願いいたします。新潟市の地域福祉推進施策には大きな特徴があります。それは、地域共生社会実現のために有効な手段である重層的支援体制整備事業を着実に推進していることにあります。ぜひ皆様のお力をお借りしながら、新潟市の地域福祉推進のために、全力で取り組んでまいりたいと思いますので、重ねてよろしくお願いいたします。

では、次第に沿って議事を進めてまいります。議事(2)第3期新潟市地域福祉計画の概要について。委員の改正に伴い新任委員の方もいらっしゃいますので、事務局からまず説明をお願いいたします。

(事務局)

本日配付させていただきましたカラー刷りの右上に「概要版」とある資料をご覧くださいと思います。地域福祉計画なのですけれども、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進に関する取組みを定めた計画であり、新潟市では現在、令和3年度から第3期計画が始まっております。計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間となっております。

資料を開いていただきまして、右側の見開きのページをさらに開いていただきまして、その上に、他計画との関係という項目がありますので、まずそちらをご覧くださいませうでしょうか。地域福祉計画は高齢者や障がい者、子どもなどの主に福祉分野に共通する理念や方針などを明示し、福祉分野及びそれに関連する計画や施策を横断的に定めることで、地域住民の福祉に関連する施策を総合的に推進する福祉分野の上位計画となっております。また地域福祉計画は全市的な理念、目標、取組みなどを定める新潟市地域福祉計画と、現在、各区の特性に応じた目標や取組みを定める区単位の計画である区地域福祉計画がございます。本日お集まりの委員の皆様には、新潟市地域福祉計画についてご意見をいただきたいと思っております。

次に、市計画の基本理念、基本目標です。見開きの左側のページをご覧ください。1の基本理念、2の基本目標は記載のとおりとさせていただきます。基本理念、基本目標は、人と人、

人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って活躍できる地域共生社会の実現に向け、市民全体で取り組んでいくということを表現しております。そのための手段として、本市における包括的支援体制を構築し、各福祉施策を相互につなぐことで、相談を包括的に受け止めて、他機関が共同して支援を実施しています。本市における包括的支援体制のイメージは、見開きの右側をご覧ください。

上段につきましては多様な主体を表しており、下段は専門人材を表しております。まず上段の支援を必要としている地域住民の方を、民生委員の方、自治会町内会の方など多様な主体が発見した場合、まずは可能な支援を行っていただき、専門的な支援が必要になった場合は下段の専門人材が必要な支援を行っております。また、課題が複雑な場合や制度のはざまの問題などが生じた場合は、中段に記載しておりますあらゆる課題の総合調整役である福祉専門職のコミュニティソーシャルワーカーが行政や関係機関と連携、協働しながら、包括的に支援を実施することとしております。

続いて、計画に記載している具体的な取組みとなります。資料1のページをお開きください。概要版では施策を四つ掲げておりますが、このほかに、令和5年度に中間評価の見直しを行い、施策5を追加しており、概要版に挟んでいるのですけれども、A4判1枚の両面のものを添付しておりますので、こちらをご覧ください。はじめに施策①地域福祉に関する事業の推進です。福祉に関する分野別の計画に記載がなく、広く市民等を対象とした四つの取組みを記載しております。

次に、施策②生活困窮者自立支援制度の推進です。施策②は、平成27年4月に施行した生活困窮者自立支援法に規定される市の責務を明確にするものであり、三つの取組みを記載しております。

次に、施策③成年後見制度の推進です。成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を地域福祉計画に内包する形で定めたものです。イメージ図のように、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や、協議会及び中核機関の整備を進めることとしております。地域連携ネットワークの三つの役割と四つの機能につきましては配付資料をご覧ください。

次に施策④再犯防止の推進をご覧ください。施策④は平成28年12月に施行した再犯の防止等の推進に関する法律に規定されております。再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画、こちらも地域福祉計画に内包する形で定めております。記載しております国が定める六つの重点課題に沿った取組みを関係機関と連携しながら進めております。

次に、追加で挟んでおりますA4判の両面の別添資料をご覧ください。施策⑤重層的支援体制整備事業の推進です。これは、令和5年度に行った本計画の中間評価の見直しにおいて新た

に追加した項目となっております。重層的支援体制整備事業は、令和2年度の社会福祉法の改正により創設された事業で、子どもや障がいといった属性ごとの既存制度の対象となりにくいケースや、生活課題が複雑、複合化しているケースに対応するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくり支援等を一体的に行う地域共生社会の実現に向けたものとなっております。本市では、令和4年度から移行準備事業を実施し、令和6年度から重層事業を本格実施しております。各分野の相談拠点や地域資源を生かし、既存の取組みを整理しながら、先ほどの包括支援体制でも出てきました社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーを中心に事業を進めています。社会福祉法において市町村の重層事業を適切かつ効率的に実施するために、重層的支援体制整備事業の実施計画を策定するよう努めると規定されております。そこで本市では、こちらも地域福祉計画に内包する形で、施策⑤として重層の実施計画を策定しています。

事業については（1）から（5）までの取組みを主に進めております。また参考に、図の下のほうに支援フローを示しております。この支援フロー図の一番左の本人もしくは世帯の方が相談を行い、各分野の包括的相談支援で相談をまずすることになっております。包括的相談支援の高齢、障がい、子どもなど、各分野の既存の相談機関がありますが、仮に分野が異なったとしても断らず、まず相談を受け止めることになっております。相談内容によっては、関係機関同士での連携により支援を行い、下の矢印の支援に向かっていきます。相談内容が複雑、複合化しているものは、包括的相談支援から右側の多機関協働につながります。また各種会議や地域の居場所などから見つけた潜在的ニーズに関しては、一番下、アウトリーチ等を通じた継続的支援による気づきから、包括的相談支援や多機関協働につながる場合もあります。その中で星がついているものが、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）による支援となりますが、多機関協働においてCSWの総合調整により、支援機関の役割分担、支援プランの作成、本人や世帯との関係性構築など支援者や本人、世帯とつながりあいながら終結を目指しています。

なお、社会とのつながりが希薄化している本人や世帯においては、多機関協働から地域の居場所等へCSWによるマッチングで参加支援を行い、定着後に終結をしていきます。このような大まかなフロー図ではありますが、重層事業では切れ目のない支援の実施を図っていきます。

A4の資料の裏面、2ページ目をご覧ください。重層事業と他事業との連携通知の一覧となっております。各省庁から福祉分野以外の各制度に対し、重層事業と連携するように促す通知が発出されています。現在、ご覧の制度について連携通知が発出されています。

最後になりますが。概要版には記載がありませんが、計画の評価についてです。毎年計画に記載しております数値目標の進捗管理を行い、委員の皆様にご報告をさせていただいております。この後、令和6年度の実績について報告をさせていただきます。私からの説明は以上です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ただいま、新潟市における地域福祉計画の概要について説明をしていただきました。はじめての方もいらっしゃると思いますので、確認の意味で質問がありましたら受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、次に進めてまいります。議事(3)第3期新潟市地域福祉計画の令和6年度の進捗状況について、引き続き、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

福祉総務課の成田から、令和6年度の進捗状況について報告をさせていただきます。お手元のA3の右肩の「資料1」と書いてある「第3期新潟市地域福祉計画 令和6年度の進捗状況」という資料をご覧ください。施策①から順番に取組内容ですとか、事業概要、指標がある場合には、年度ごとの目標と実績を記載して、右側では令和6年度の実績状況や、その取組内容への課題と対応策などを記載しています。令和5年度に実施した本計画の中間評価見直しにより評価指標や目標数値が変わっているものもありますが、それらはすべて見直し後の指標や目標数値に置き換わっています。

施策ごとの具体的な取組状況は、下にページ番号が小さくありますが、1ページから6ページに記載していますが、集計したものを最後のページ、7ページ目にまとめていますので、そちらをご覧ください。これまでの進捗状況報告では、主に資料に沿って説明を行っていましたが、本資料を事前に配付していること、資料に記載していることの重複の説明を防ぐことなどを踏まえ、今回は指標ごとの説明を行わずに、全体の集計したものを中心に説明させていただきます。

7ページ目をご覧ください。指標は全体で23指標ありますが、このうち6割にあたる14の指標が評価区分A、「予定より進んでいる」、またはB「概ね予定通り進んでいる」でした。また、評価区分Cの「予定より遅れている」は3割弱となっています。評価区分のA「予定より進んでいる」は、施策①、施策②、施策⑤で見られました。このうち、施策①のコミュニティソーシャルワーカーの活動支援についてですが、1ページ目をご覧ください。1ページ目の一番上、左側に「No.1」の記載がありますが、コミュニティソーシャルワーカーの活動支援では目標を大きく上回り、支援プランの作成件数が累計で223件、また終結件数は累計75件となりました。こちらは施策⑤とも絡むものなのですが、令和6年度は重層事業を本格実施した年だったために、重層事業のキックオフフォーラムを開催し、事業の周知、共有を行いました。対象は行政ですとか、関係機関の職員となりまして、参加者は約130名でした。この重層事業については、新潟市役所庁内で連絡会議を設置したほか、委託先の新潟市社会福祉協議会とも現在も月1回程度の頻度で定例のミーティングを行っています。事業を実施するにあたっての

課題解決ですとか、意見交換をその場では行っています。

2 ページ目をご覧ください。施策②生活困窮者自立支援制度の推進の項目では、評価区分は A と B として、生活困窮者自立支援制度の事業を実施していただいているパーソナル・サポート・センターさんから相談ですとか、支援プランの作成を行っていただいて、ニーズに沿った支援を行っていただいております。

先ほどの評価区分 C の「予定より遅れている」というものは、7 ページ目をもう一度見ていただきますと、評価区分 C 「予定より遅れている」と記載があるのは、施策の①、④、⑤で見られました。施策①の話をしたかったので、申し訳ありませんが、また、1 ページ目にお戻りください。施策①民生委員児童委員の活動支援、No.4 のところですが、こちらでは、民生委員協力員の人数が目標に届きませんでした。民生委員協力員というものは、厚生労働大臣から委嘱されて活動をする民生委員児童委員の活動を補佐するために協力員というものを設置しています。令和 6 年度の実績は記載のとおり 62 人となっておりますが、今年度の 12 月 1 日時点では、こちらの資料に記載はありませんが、70 人となっております。目標には届いていませんが、民生委員児童委員の皆様の負担軽減を図るために、今後も機会を捉えて、これを積極的に広報していきたいと思っています。

また、6 ページ目をご覧ください。施策④再犯防止の推進ですが、再犯防止の推進の 5 番、更生保護女性会員数ですとか、社会を明るくする運動の参加人数、こちらが評価 C となっております。担い手不足の減少については、保護司の方以外でも近年はもちろん課題となっております。高齢を理由に引退されてしまう方もいらっしゃるのので、新しい人を入れられるような広報や周知活動を今後も行っていく必要があると考えています。

説明は以上となります。

(丸田委員長)

ありがとうございました。進捗状況について説明していただきました。ここからは委員の皆様から質問、ご意見等があれば聞きしてまいりたいと思います。ご発言のある方は挙手をいただきたいと思います。

また、あらかじめお願いしておきますが、各施策について、例えば再犯防止であれば、検察庁の方、保護観察所の所長さんからコメントしていただければと思っておりますし、成年後見については帯瀬さんから発言をしていただきたいと思っておりますので、あらかじめご準備をいただければと思います。まずは委員の皆様からご質問、ご意見をいただいております。お願いいたします。

(稲田委員)

丁寧の説明いただきまして、ありがとうございました。令和6年度の進捗の部分で資料 No. 1、1ページのコミュニティソーシャルワーカーの活動支援について、2ページ目にあります成年後見制度関連について二つ質問をさせていただければと思います。改めての進捗という部分ですので、今後の展望についてももしかしたら触れてしまう部分があるかもしれませんので、ご了承ください。1番目のコミュニティソーシャルワーカーの活動支援などの件数が増えてきているところもあるかと思っておりますが、改めてコミュニティソーシャルワーカーの配置の人数であったり、どのぐらいの人数規模で動いていただけるのか。または主な相談内容、どういったものが上がってきているのか、教えていただければと思います。人数が倍増している部分で、今後の動きになるかもしれませんが、コミュニティソーシャルワーカーを増やしてくださいというと、少し下世話な話になるかと思っておりますが、今後の運営体制をどのように考えておられるのか、令和7年度以降の部分も含めて教えていただければと思います。

もう1点、成年後見制度関連といった部分になります。成年後見制度関連で人数が1,410件。成年後見制度の3ページの政策③成年後見制度の推進の3番、地域連携ネットワークの機能のところでの育成等々が進んでいるところかと思っておりますけれども今後の方針等があれば併せて教えていただければということで、2点ご質問をさせていただければと思っております。

(丸田委員長)

ありがとうございました。2点、質問と確認がありますので、まず1点目からお願いいたします。

(事務局)

質問ありがとうございます。事務局の齊藤からお答えさせていただきます。重曹の重層的支援体制整備ですが、改めてCSWの配置ということで、各区の社会福祉協議会に1名ずつ常駐しているこの人たちは、本人や世帯からの相談とか、包括支援センターとか基幹相談支援センター、区役所の健康福祉課や保護課からつながれた複雑、複合化したケースについて関係機関の役割を分担するといった調整を行う役割をさせていただいております。また支援の方向性を検討してもらったり、支援カードの作成を行っていただいております。そのほかに、令和6年度から重層事業を本格実施したということで、それに伴いまして、各区のCSW、助言や指導を行う事業マネージャーという方を市全体で2名、市社会福祉協議会の本部の方に増員という形で置いております。

主な相談内容ということですが、相談件数も増えているということで、内容としては、経済的困窮に関すること、ひきこもりですとか、孤立に関すること、あとは8050問題とか、ごみ屋敷に関する相談なども含まれていると思っております。相談が増えているということで、

個人的に厳しいのではないかみたいなご意見かと思うのですが、昨年度は本格実施に伴いまして重層的支援体制の整備事業キックオフフォーラムを開催するなどして、いろいろな職種の方をお呼びして来ていただき、連携に関する講演を行ったり、事例検討を行う機会を設けました。そういったさまざまな支援者の方の顔が見える関係を構築していく、関係者が同じ方向を見られるような一体感の醸成を図りながら、個々にどのようなご支援とか対応できるかを改めて認識できる機会を設けていくなどして、CSWに負担が偏らないような事業をしていきたいというような取組みを考えております。

(事務局)

市民後見人の関係でご質問いただいた関係です。成年後見制度につきましては、新潟市では成年後見支援センターを設置しまして、センターの運営にあたっては、新潟市社会福祉協議会さんの力を借りて取り組んでおります。またセンターの運営委員会では、本日ご出席いただいております帯瀬先生にも大変ご指導いただきながら取り組んでいるところでございます。ご質問の市民後見人の養成研修の状況ですけれども、3ページの数字にありますように、目標値には完全に届いていないながらも、それなりの数字、養成研修者これまで年々積み上がってきている状況でございます。

ただ、実際に市民後見が誕生しているかどうかにつきましては、残念ながら今のところ、新潟市では市民後見人と呼べる方がいらっしゃらない状況です。あくまで養成研修というのは、市民後見人になっていただくという目標に対する手段でしかありませんので、年々この数字を積み重ねて、権利擁護の取組みが進んでいるかどうかということがございますので、せっかく養成研修者がこれまで増えてきていますので、今後は実際に市民後見人に養成研修修了者の方からどうやったらつながって、実際になっていけるのかというステップに今軸足を移していかなければならないと思っております。現状、政令市の市民後見人の状況を見ますと、全部の市ではございませんが、おおむねの市で、数の違いはあれど、市民後見人といわれる方がいらっしゃるという状況でございますので、ほかの市でできて新潟市でできないということはないと思っておりますので、その辺は今後よく分析して取り組んでいかなければいけないと思っております。

(稲田委員)

ありがとうございます。市民後見人さんを地域で養成されるということが成年後見事業であったり、権利擁護を守るためものにもなっていただけと思っておりますので、引き続き活用といったら怒られますが、どう活躍してもらえるのか、一緒に考えていければと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(丸田委員長)

成年後見のことが話題になっておりますので、帯瀬委員、弁護士宮川委員から、成年後見の推進に向けて、ご質問なりご意見がありましたら、ご発言いただきたいと思っております。

(帯瀬委員)

現状での補足も含めてご説明したいと思っております。市民後見人養成では私が講師をやったり、社会福祉協議会の法人後見にかかわっておりますので、現状は市民後見人養成講座を受講された方は、新潟社会福祉協議会さんの法人後見の支援員として動いている状態にして、現状、養成された方がフリーで何もしていないというわけではありません。ただし、現状として非常に今年後見の受任者の方が非常に不足しているという状況で、市民後見人の方にも後見人等として受任していただくということは非常に求められている状況ですので、市民後見人の受任というところで非常に社協さんに頑張ってもらって、整備をしていただきたいと考えております。こちらはどちらかというと社協さんの今後の取組みに非常に左右されるかと思っておりますけれども、そちらのほうは早急に個人後見の流れとして受任できるような取組みというものをお願いしたいと思っております。

(丸田委員長)

宮川委員からコメントがありましたら、お願いいたします。

(宮川委員)

市民後見人の養成については帯瀬委員が話したとおりで、多分、市民後見人が実際に誕生していないという現状については、市民後見人がやられるような案件で適したものがなかなか出てきていないというところと、逆に市民後見人は自分がやりますと手を挙げていないという状況の二つかと思っております。これがうまくできるような仕組みを裁判所も考えなければいけないと思っておりますし、我々会議としても支援ができるような取組みをしていかなければいけないのではないかと考えてはいます。成年後見の支援事業として報酬の助成なりをしていただいているとは思っておりますけれども、ここについても、例えば市民後見人が一人でやっているときに、我々弁護士なり司法書士さんが監督人という形になって、そういった場合にも報酬の助成ができるとか、そういう仕組みなどを作っていくと、なり手が増えるのではないかと。もちろん予算の問題はあると思っておりますが、多分、そういった仕組みが必要になってくるのではないかと。意見になります。

(丸田委員長)

ありがとうございました。今後に向けての意見をいただきました。ほかにいかがでしょうか。

(小池委員)

ご説明ありがとうございました。初回なので、資料の見方を1点確認させてください。資料の中で、目標実績評価等が色つきになっていて、数字が入っていない指標がいくつかあるのですが、これはどのように理解して読めばいいのかを教えてくださいたいのと、2点目なのですが、2ページ目の政策②生活困窮者自立支援制度の推進の2点目のところで、子どもの学習生活支援事業についての記載があります。ここの進捗の数値が高校進学率のほうで出ていて、100パーセントという形で出ているのですが、実数の経緯というものがもし分かるようでしたら、教えてくださいたいと思います。以上2点お願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。2点ご指摘をいただきましたので、1点目からお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。まずはじめに、目標と実績のところ、色が塗られている部分ですけれども、こちらは指標として、目標数値を作っていない項目が目標実績評価のところ暗くなっています。ただ、事業概要としては一番左から2番目のところに記載があります。この事業概要に対しての取組み状況というものを右側に記載させてもらっていますが、いわゆる指標として、数値化していないというところで、色塗りがされている状況です。

(事務局)

2点目の子どもの学習生活支援事業の高校進学率の関係でございます。過去の数値は今持ち合わせていないのですが、令和6年度の実績といたしましては、まず子どもの学習支援事業につきましては基本的に中学生がほとんど、会場によっては小学生とか高校生の方は参加されているところもあるのですが、基本的には中学生の方から参加していただいているものになります。趣旨としては、学習の定着を目的にしている事業になります。中学生が高校に進学した率ということで、令和6年度につきましては、中学3年生が52人いまして、その52人が全員高校に進学したというようなところで、実績につきましては100パーセントといった形となっております。

(丸田委員長)

小池委員、いかがですか。目標値を経年で設定できなかったものですから、目標値に対応する現状値を確認して進捗を評価していくような仕組みになっていないのが現状です。ご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

(小池委員)

ご説明ありがとうございました。今委員長おっしゃったように、項目によっては数値化するのが難しい項目があるというのはすぐ分かるのですが、若干、項目で統一感がとれて

いるかどうかというのが疑問には思います。これは数字でできるものもあるのではないかと  
いうところも、多分、これは次の計画になるのだろうと思いますけども、確認していただければ  
と思って聞かせていただきました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ほかの委員の方々いかがですか。

(石橋委員)

ボランティア連絡会の石橋です。

ご説明ありがとうございました。日ごろ、聴覚障がい者の方のコミュニケーション支援とい  
うことで、高齢化、独居もそうですが、話し相手がいない、心の問題とかいろいろな現場に携  
わっていますけれども、最近では新聞紙上に介護事業の倒産で、今後の地域福祉はとても重要  
な役割を果たしていると思うのですが、現場が大変な状況になっていると新聞を読んで、切り  
取りもしているのですが、そういった中で、新潟市でも訪問介護支援センターが3か所と障が  
い者計画支援相談センターが1カ所、令和7年度をもって閉鎖と、本当に地域密着の介護事業  
や相談事業を担うところが大変な状況にあるということになると、今後、医療もそうですし、  
福祉もそうですし、教育もそうですが、医療関係で市民病院の医師の給与問題なども大きく取  
り沙汰されています。教育となると、先生方が疲弊して心の病気にかかって、全国的に8,000  
人くらいが通院されたり、医療にかかったり、辞められたという状況があります。福祉事業所  
も閉鎖であったり、倒産だったりとということが目の前に見えてくると、将来を見据えた場合に、  
若い人たちが福祉現場や医療や教育現場を目指すことが目標ではなくなってしまうという  
か、ご家族の方も、大変だからやめたほうがいいととめられたという声も聞いています。その  
あたりで、今後の地域福祉計画づくりの中でも、産み、育て、学び、そして働き、ここに住み  
たいといえるような優しいまち新潟をぜひ目指した地域福祉計画づくりをお願いしたいと思っ  
ています。これはお願いです。

(丸田委員長)

では事務局からコメントありますか。

(事務局)

ありがとうございます。次期計画に向けた大変貴重なありがたいご提案だと思っております。  
次期計画につきましては、今後詳細につきまして計画をつくっていく中で、皆様から貴重なご  
意見を頂きたいと思っております。ありがとうございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

(高橋委員)

民児協の高橋と申します。

今、ご説明いただいた資料の中で「予定より遅れている」という項目の中で、民生委員協力員がなかなか集まらないという項目がありました。民生委員の活動はざっくりいいますと、ある町内は一人が担当しているわけです。その町内を重複して担当するようなことはないのです。その方が3年の任期を終えて一斉改選したときに、次の方が変わるときには、本当に引き継ぎというようなことができないということを考えますと、協力員の方がいてくださることによって地域の方々の情報を引き継ぐことができるということが非常にいい制度だと思っております。ただ、民生委員一人に対して一人しか協力員をつけられないというのが現状なのです。我々仲間の中で話をする中で、複数人つけていただけると非常に助かるというような声が大変多く出ております。今後の計画の中でどこまでやっていただけるか分かりませんが、民生委員は厚労省の採用になるかと思いますが、協力員は新潟市で決めていける制度だと認識しております。ぜひ協力員については、複数人の採用も可能であるというような形でご検討いただけたらありがたいと思っております。意見という形で提案させていただきます。

(丸田委員長)

事務局からコメントがあれば、お願いいたします。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。その話につきましては我々のほうにも届いておりまして、数年前に、民生委員の皆様到我々がアンケートをとらせていただいたときに、協力員につきまして必要かどうかというようなアンケートをとらせていただいたときに、必要だという方、今、数字を持ち合わせていないのですけれども、非常に多かったと認識しております。ただ、それが必要な方にすべて届いているかどうかというところを我々も計れなかったということは反省しているのですけれども、今の一人につき複数つけるかというところなのですけれども、協力員制度については委員ご指摘のとおり新潟市独自の制度になっておりまして、発足につきましては、他都市状況を踏まえて参考にさせていただいたという状況でございます。複数つけるかというところにつきましては、予算の兼ね合いもございますし、その他都市の状況、もちろん民生委員の皆様のご意見をお聞きしながら、我々も検討していきたいと思っております。

(違委員)

資料の数字で少し気になったところを教えてください。1ページ目の5番、ボランティアの活動支援の学生ボランティアの推進事業の参加人数で、令和6年度が他の年に比べて極端に少ないのはどうしてなのでしょう。

(丸田委員長)

わかりました。事務局から説明をいただいて、今日、大学の関係者もいらっしゃいますので藤瀬委員、小池委員からコメントがあればお願いしたいと思います。

(事務局)

ご指摘いただいた学生ボランティアの数が極端に少ないのではないかということなのですが、最初の指標ではサマーチャレンジ、学生さんが夏休みを使ってボランティアに参加してもらうような制度が指標としてあったのですけれども、その制度がなくなりまして、単純に学生ボランティアの参加人数での記録数だったのですけれども、ここで申し訳ないのですけれども、実はそのときに、ボランティア参加していただいた方の職業の集計を取っていなかったりしたことが分かりまして、学校を主に対象として、当然学生さんしかいないような状況で行ったボランティアの事業等の参加者の人数となっております、その結果、極端に少ない結果になってしまっております。もちろん、今後はきちんと統計を取れるようにしていきたいと思っておりますので、今回はそういった事情で申し訳ないのですけれども、そのようになっております。

(丸田委員長)

示されたデータと、実際の学生の活動との間に少しずれがあるかもしれませんので、まず、藤瀬委員からコメントがあればお願いします。

(藤瀬委員)

ありがとうございます。本学の状況でしかないのですけれども、うちの大学は学内の中にボランティアセンターと、そこに従事する「ぼらくと」という学生団体でありまして、そこを中心に日常的にも活動しております。実数は持ってきていないのですけれども、ここ数年、コロナ後ですが、実績も回復し、さらに伸びていて、年間延べ400から500くらい活動はさせていただいております。ありがたいことに、とてもいろいろな分野、いろいろなイベント等で、もしボランティア出られたら応募お願いしますというようなお話を多数いただいております、むしろお声掛けいただいている数にととても追いつかないくらい依頼をいただいているところでございます。能登半島地震に対してもチームを組みまして、学生、社会福祉協議会の方にもご協力いただいていると思っておりますが、実際にボランティアに行かせていただいて、学生自身もとても学びになって帰ってきているところでございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。小池委員からもコメントがあったらお願いします。

(小池委員)

本学においても、今、藤瀬委員がおっしゃったように、私も直接的な数字は持ってきてはいな

いのですけれども、コロナ禍以降、学生たちは非常にいろいろな活動のところに参加しているような状況です。大学のキャリア支援センターでボランティア活動の応募ということで、こちらの方で受け付けておまして、学内全体で一体的に学生に発信をさせていただいている状況です。こちらとしては非常にありがたいというか、学生たちが地域の皆さんといろいろな接点を持たせていただく貴重な機会になっていますし、教員ではなかなか指導できないところも、社会人としてとか、いろいろな観点から学生たちを育てていただいているといった感覚はすごく持たせていただいていますので、お応えしたいと思いつつ、なかなか学生たちのほうが間に合わないといった部分もあるかなというのが現状です。

(丸田委員長)

ありがとうございました。いずれにしても現状値の把握について検討いただいて、次期計画の中で、進捗を管理していけるような取組みをお願いしたいと思います。

私のほうからなのですが、各8区の社会福祉協議会にボランティアセンター運営委員会が設置されていると理解をしておりますが、医療福祉大でいうと、北区のボランティアセンターの運営委員会に学生が運営委員として参画をして活動している実情があります。8区の社会福祉協議会におけるボランティアセンターにおける学生の参加の状況等を事務局で把握をしているようでしたら、ご紹介いただけませんか。

(事務局)

今、そちらは持ち合わせていなかったのですが、こちらでもまた社会福祉協議会に確認をさせていただき、実態の把握に努めたいと思います。

(丸田委員長)

ぜひよろしく願いいたします。

ほかにかがでしょうか。時間の関係もありますので、私から指名をさせていただいてよろしいでしょうか。再犯防止の取組みですけれども、新潟市における再犯防止の現状をどのようにとらえておけばいいのか、これから計画を進捗していくうえで何が課題になるのか、この辺のあたりについてコメントがあれば頂きたいと思いますが、まずは保護観察所の所長さんからお願いいたします。

(綿引委員)

ご指名いただきましてありがとうございます。まず、再犯防止の以前に、ここ最近、犯罪や非行をしてしまう子どもの件数が増加傾向に転じて非常に残念なのですが、増加傾向に転じてしまっているという問題がここ最近の課題として出てきております。従前からという意味で、再犯、再非行を繰り返してしまっている人たちがなかなか減らないという課題は依然として続いておまして、やはりその背景にあるのは、先ほど冒頭のごあいさつでもお話させて

いただいた、高齢であったり、障がいであったり、過酷な家庭環境の中で生きてきて、社会スキルみたいなところが身につけておらず、そもそも助けてと言えない、自分が困っていても助けてと言えない人たちがたくさんいるなど。これは実はその人が育っている家庭も助けてと言えないということで、なかなか支援の手が入りにくいところの人たちが多いなというのが、実感としてあります。これは、どう見守っていくかとか、彼らが助けてというときにいかに門戸が開けていて、助けてと言いやすい形にしておくかという課題が一つあるのではないかと感じているところです。

指標のところではいいますと、保護司さんについて、昨年、大津で現役の保護司さんが担当する対象者から殺害されるという非常に痛ましい事件があったのですが、そうはいいながら何とか新潟市内の保護司の数は増減を繰り返しながらも一定のところは何とか確保できているのかなと思います。その一方で、更生保護女性会の数の減り方というのがすごく大きいのと、私ども法務省が主唱して展開している「社会を明るくする運動」の参加率も減ってきている。その背景にあるのは、やはり更生保護というものがなかなか世間一般に認知されていないと。これは非常に大きな課題であると私どもは考えておまして、ここをどうやって広報していくのか、皆さんに知っていただくのか。保護司を今後安定的に確保していくためにも非常に重要なものであると考えております。

実は、丸田先生の新潟医療福祉大学に、来年早々私がおじゃまして、学生向けの講義をさせていただくのです。大学生向けに、もし更生保護の講義依頼があれば、私でよければ出向いて行って講義させていただきたいと思っております。加えて、昨年度、世界保護司会議がありまして、その中で、毎年4月17日を国際更生保護ボランティアの日として制定しようという動きがありました。背景にあるのは、更生保護ボランティアというものが再犯防止、再非行防止、犯罪や非行を生まない地域社会づくりに非常に大きな貢献をしていること。ただ、それがなかなか社会的に認知されていないところがありまして、やはりそれを認知していただかないと支援の裾野は広がっていかないというところがあります。実は先だって市にもご相談にお伺いして、国際更生保護ボランティアの日に絡めて、新潟市さんの公共施設を利用させていただいて、広報活動をやらせていただけないかというところで、いろいろご助言をいただいたり、ご調整いただいたりしました。今後、広報して行って、更生保護のことをいろいろな市民の方たちにご理解いただくというのは本当に大切なことであると考えておりますので、観察所としましても精いっぱい頑張らせていただきます。ぜひ皆さんにあってもご無理のない範囲でご協力いただけると大変ありがたいと思います。

(丸田委員長)

ありがとうございました。今ほどご指摘いただいたことは、次期計画の中にも可能な限り反映させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、検察庁の立場から、ご発言がありましたらお願いいたします。

(樋口委員)

新潟中央検察庁の樋口です。

今日聞かせていただいて、私、今年度4月から再犯防止を主な目的とした入口支援というものを担当させてもらっているのですが、いろいろとやっている中で感じるのが、再犯を犯す方の原因は一つだけではなく重層的な形で、例えば釈放されても戻る家がないとか、家族の方が受け入れしてくれないとか、収入がないとか、障がいがある方とか、そういったことで、犯罪を犯す方というのは、一つ解決すればいいというわけではなくて、やはりいくつかの要因が重なってきております。今日、新潟市の策定の中で重層的な支援をやっていくということは非常に大事なことはないかと思えます。検査庁のほうは、当然、犯罪を犯した方などについては、例えば逮捕、拘留されて、その拘留の間にどういった支援をしていけるのかと。

犯罪を犯した方が釈放されたときにどういった支援ができるのかということのうちの方では重点を置いてやっているわけなのですが、更生緊急保護という手続きがあって、保護観察所さんと連携をとってもらいながらやっているところなのですが、新潟市役所さんでも重層的な支援をさまざま考えて計画されておられるので、逮捕、拘留というのは期限がありますので、その期間の間に犯罪を犯した人が釈放されたときに、支援の道に乗れるような形で、その期限内にある程度のめど、ルートを作っておかないとだめなので、今後、そういったものがあつた場合、観察所さんと連携はとっているのですが、新潟市さんにおいてももしそういうことがあれば、スピード感なのです。期限内に道を作っておかないとだめなので、スピード感を持って、事の解消に挑んでいただければと思います。

進捗状況の中でも、そういったところが数値としては出ていないのですが、施策②のNo.3の複合的な課題を抱える困窮者への適切な支援のためにということで連携を強化していくとなっているのですが、この中で連携を強化していくというのもそうなのですが、強化する中の一つとしてスピード感、迅速な支援体制を整えていくと。そういうものも考えていただければと思っております。今日はありがとうございました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。重層事業との連携が大変重要な視点になっているのですが、今、実情を樋口委員からお話しいただきましたので、コメントがありましたらお願いいたします。

(事務局)

今、樋口委員からいろいろお話しいただきまして、まさに罪を犯されて出所された方、まさにおっしゃるように困窮の問題など、問題が複雑化、複合化している方だと思います。重層事業の中には、資料1の1にコミュニティソーシャルワーカーがございますが、コミュニティソーシャルワーカーが中心になって、問題が複雑化、複合化した人をいろいろな関係者の方に集まっていたいただいて、解決の糸口を見つけ出そうという重層的支援会議ですけども、支援会議の枠組みはメンバーが固定されているものではないところですので、先ほどスピード感というお話もいただきましたけれども、検察庁の方とか、保護観察所の方とかお力添えいただいて、支援会議の場などでもご意見、ご指導いただいて、スピード感を持って支援につなげられるような仕組みづくりも考えていきたいと思っております。

(丸田委員長)

ありがとうございます。重層支援会議においては、関係機関として参画いただけるようなご配慮をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。生活困窮に関する話題が出ておりませんので、堀井委員からご発言があればお願いいたします。

(堀井委員)

堀井でございます。

今までご発言があった中で、家族の問題のお話が出たかと思うのですがけれども、私どもも家族の課題を抱えている相談者の数が年々増えてきているといった実感がありまして、家族による支えあいが薄くなってきているという実感がありまして、いとも簡単に家に戻ることができないとか、面倒を見れないとか、離婚、親との折り合いが悪いので家を出てきたとか、そういった理由で、私の感覚からすると簡単にホームレス状態になってしまう。3ページに、シェルター一時生活が106人とありますが、このうちの数十人は家族の事情を抱えて家を出て、私どものシェルターを使う方が増えてきているといった実感を持っております。どなたかがおっしゃいましたけれども、家族そのものが孤立している、出された人も孤立するのですけれども、家族そのものも孤立しているのだらうと。対策を今すぐ何かといわれると出てこないわけですが、そういった実感を持っています。

重層との連携でコメントさせていただきますけれども、実は昨日も東区にもともとお住まいだった相談者さんが中央区に引っ越しまして、支援の引き継ぎで東区のCSWさんと中央区のCSWさんと、うちの東区担当と中央区担当とで、ご本人も一緒に連れてきて支援の引き継ぎをさせていただいて、今後の支援方針ですとか、他の連携機関が必要なのかどうなのかとか、時間をかけて協議していたと報告を受けております。私どもはこのフローでいいますと、包括

的相談支援の中で位置づけがされているわけですが、一方、関係機関と連携させていただくことなしに私たちの支援というのは成り立たないわけなのですが、とりわけCSWさんとの関係は非常に大きなものと認識しておりまして、なぜかという、いろいろな制度にとらわれないで相談をお受けして、起点となって調整するという同じような役割もあるものですから、非常に関係を強く持って支援をしております。CSWさんから連絡が入れば、イエス、はいでお答えするような形で、すぐに支援に入ろうといった姿勢であります。そういった中でCSWさんがいろいろ整理してくださって、私どもで例えば役割分担するとすれば、お仕事探しの話、あるいは住まいのお話、生活保護申請の話、債務のお話などがあれば、私どもはこの点については役割分担をして、法テラスさん、ハローワークさんとかとご一緒しましょうという役割分担をして、CSWさんは他の課題についていろいろなところにおつなぎしていくと。このような形で重層事業をとらえて取り組んでいるところでございます。

ただ、事務実務的には、これまでモデル事業も含め13年ぐらいこの事業をやっているわけなのですが、これまでも連携を大事にやってきた支援がこの制度によって、制度的に後押ししていただけるような、そのようになったととらえております。引き続きこうした支援をやっていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。私も今のお話を伺って、重層事業というのは市民の方々にとっては分かりにくいので、市民が抱えている複合的あるいは複雑化した問題を解決している具体的な事例を、市民の方々からご理解いただくような検討があってもいいのではないかと考えておりますので、ぜひよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

重層事業の話題になりましたので、重層事業を動かしていくうえで大変重要な役割を担っていただいております障がい者基幹相談支援センターさらには地域包括支援センターの順にご発言をいただけませんか。

(宮嶋委員)

基幹と地域のことで関連した件でお話しさせていただきます。重層に関しては、基幹中央のそれぞれの包括等で行われている重層支援の会議に参加するようになりました。当初は回数もなかったのですが、最近では会議の回数も増えて、参加する回数が増えたといった話を現場の職員から伺っております。重層についても、なかなか支援につなげられない方が多いのですが、縦割りになっている状況があったり、地域包括のほうからいただく支援、障がい者の支援等を伺うのですが、やはり縦割りの状況での支援というのがまだ(あり)、包括の区と、ところによってはなかなか重層支援体制整備という理解、認知度の部分が不足しているところもあるのではないかとこの意見でした。相談の部分については、重層の研修や厚労省等の研修等

で私たちは学んでいるのですが、地域包括の関係者にとってもそういった部分と制度のあり方、整備のあり方をもう少し理解して、ともに連携してやっていけるような体制が必要ではないかといったお話もありました。

それぞれの支援機関や専門機関の役割のところが会議をすることによって質の向上につながっているので、ぜひ今後もつなげていっていただきたいということと、包括も重層の会議に出ることで、私たち障がい者の専門の研修や会議の連携はあるのですが、自治会とか地域の支えにある関係機関の実情が私たちは分かっていないということが重層の会議に出て分かるようになったと。ですので、ぜひともそういった会議を継続していっていただきたいというところがあります。

障がい者の方でも複雑化しているケースがすごく多くなってきております。先ほどもありました8050といった問題もありました。高齢の家族のところへ訪問したら、引きこもりのお子さんがいたとか、おかしいなと思うような人がいるのだけれどもといった相談を受けて、私たちが支援に入ったといったケースも最近では多いところですが、ただ、障がいの方については支援を拒否する方がまだたくさんいらっしゃるの、そこら辺の関係づくりができていないと、やはり障がい特性の強い方もいますし、身近な関係づくり、あとは自治会とか近所の方、そういった方たちからも見守りをさせていただくような、地域ぐるみの体制ができていくことが大事ではないかなと感じています。障がいの方で、親が高齢になって、例えば病院に受診とか、緊急手術をしなければいけないといったときに、やはり後見人さんがついていない方が多いので、そうしたときに、入院の同意書などの手続きも相談員がしなければいけない現状がある中で、やはり私たちには責任があるので、そういったところで、手術のときの対応のあり方とか、地域のコミュニティソーシャルワーカーの社協さんがやってくれるのか、やはりそういったところの役割などもきちんと整理していただけるとありがたいと思っております。

後見人の話もありましたが、市民後見人の受け手がいらっしゃらないのだと理解したのですが、やはり後見人の相談の方から、後見人の相談をしてもなかなか受け手がなくて困っているといった話もありましたので、ぜひとも市民後見人の方は、行政の方は障がい者の方に対しても支援につながるような構築をしていただけるとありがたいのではないかと思います。

先ほどもスピード感という話があったのですが、障がいの方とか、ひきこもりの方、困難なケースを持っている方というのは、意を決して相談に出向いてくるのです。何度か来ても戻って、ようやく決心して相談に来るのですけれども、それからの支援がスピード感がないので、どんどん時間が経ってしまうのです。それこそ関係機関を集めなければいけないとか、そういったところでスケジュールがすごく長期に渡ってしまうと。そうすると、ご本人も、もうどう

でもいいという形になったり、フェードアウト、関係機関の中でも、緊急性があるにもかかわらず希薄になっていくといった状況も見られることもあるので、先ほどおっしゃったようなスピード感、緊張感をもった関係づくりなども会議等でしっかり支援していくことができるとありがたいと思います。

(丸田委員長)

ありがとうございました。引き続き、皆川委員からもご発言をお願いいたします。

(皆川委員)

包括支援センター坂井輪の皆川です。

今、皆さんのお話をいろいろ聞いて、この計画を見ながら、多分、自分に求められるのは現場の声をお伝えすることだと思いながら、現場でどういったことが起きているかということも含めながらお話しさせていただき、少し質問もさせていただければと思います。今、障がい分野のほうからもお話がありましたけども、私が包括支援センターに行ったのが、地震の起きた日が1月1日だったのですけども、あの日が異動日だったので、それまでずっと老人ホームの施設長を長くやっていたので、地震が起きてすぐ、西区の坂井輪地区一番被害が大きかったので、地域を飛び回っていた時期があるのですけども、今、何となくまとまって、地域は安定してきたのですけども、だいぶ空き家が増えてきていて、坂井輪圏域もだいぶ家が壊れて、空いた土地が増えたなというのが実感としてあります。

包括支援センターに来て1年少しになるのですけども、いろいろかかわる中で分かったのは、今お話があったように、問題が複雑化しているということを感じるところがあります。8050の問題もそうですけども、今、9060ぐらいです。お父さん、お母さんの年金で、障がいがあったり、いろんな理由があってずっと家庭で親の保護のもとで暮らしていたと。いざお父さん、お母さんの障がいでは何かしら介護が必要になったときに、先ほどどなたかからもお話がありましたけども、発信ができないということが実際にあるので、そこをどうやって発信、タッチするかというところが、今後の支援センターの役割として、地域で福祉問題を含めてつながりをしっかり皆さんと作りましょうということで、民生委員さんも含めて自治会長さんとかと研修会を年2回ぐらい、それぞれの担当包括支援センターのエリアで開催するのですけども、出てくるのはやはり認知症の問題と、高齢者を含めた複雑化している家庭の問題といったところもこのごろは多いと感じています。

今のお話もありましたけども、8050についても、高齢者と同居している人は障がい者であると。やはり障がいを持っている方というのは精神疾患の障がいのパターンの方が多いと感じていまして、精神疾患のある方というのは社会と交わることが苦手だということが多いので、こちら慎重に入らなければいけないということと、基幹センターと一緒に取組み

をしたりはしているのですけれども、重層支援というのは、包括支援センターに来てはじめて聞いた言葉だったので、福祉現場でも重層支援という言葉は聞き慣れない言葉だったので、それだけでも言葉が浸透していないのかと思いつながら、今は直接かかわっていますけれども、障がい分野の方と一緒にあって、そういう問題を抱えている方には取り組んでおります。パーソナルさんにも生活支援ということで一緒に入ってもらえますし、生活困窮を抱えている家庭も多いですし、包括支援センターでできるところは早めにキャッチをします。早めにキャッチをしているいろいろな方の支援につなげていくというのが一番大事なことかと思っていますので、そこを役割として地域でどうやってつながっていくかということで、研修はこちらが主催で開催させていただいております。

質問なのですけれども、私は西区で包括支援センターをやっているのですけれども、重層支援として、引きこもりミーティングという会議を西区社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーさんの主催で開催しています。こういった取組を各区でもされているのかどうかを知りたいと思いつまして、この会議で、今、いろいろな課題を抱えている家庭の具体的な事例を専門職、障がい、高齢、社協さん、各区担当の課長さんなり係長さんが来て話をするので、重層的な支援の専門職が集まって、一つの事例をどういう流れでできるのか。今現在どのように進行しているかというところが共通認識でありますので、そういったところが各区でももう少し取組が進めば、重層支援というの、担当者が定期的集まる会議として一つ一つの事例を整理するというところで役に立つのではないかと思いつまして、冒頭で言いましたけれども、地震が起きた地域ですので、解体をするにあたって、その家庭に問題があるとなかなか解体が進まないというケースが実際にあります。お母さんが老人ホームに入らないと解体できないとか、そこにつなげるための、一緒に住んでいる息子さんもお母さんが老人ホームに入ると自分の生活ができないなどの問題がありますので、そこをその引きこもりミーティングで課題として皆さんで議論していますので、そういったことは、各区でもあれば素晴らしいのではないかと思いつます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。質問が含まれておりましたので、各区における取組の状況について、簡単にご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございました。西区はそういった取組を行っているというのは承知をしておいて、ただ、ほかの区社協にそういったものがあるかというところまでは実は把握していません。おそらく西区がわりと力を入れて取り組んでいることの一つなのだと思います。各区のCSWさんが取組んでいる事例などを、CSWの実践報告会というものを昨年度も開

催をしたりしていますので、そういったところで各区のそれぞれの取組みを共有できる場を設けたりですとか、新潟市社協に令和6年度から配置されたCSWの事業マネージャーの方が2名いますけれども、この2名の方が全区を見ている人にもなりますので、そういったパターンもつなげて、事業を横展開できるような仕組みがあったりするといいいのではないかとすることは確かにありますので、こちらについては社協とも共有をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(事務局)

今ひきこもりのお話がありましたので、こころの健康センターの福島ですが、質問に関してのことになりますが、西区さんで引きこもりミーティングをされています。そういったもの各区でやっております、北区、秋葉区、南区ではひきこもり支援連絡会として、社会福祉協議会でありますとか区役所と連携して連絡会議をしています。また西蒲区では、引きこもりにとどまらず、生きづらさを抱えた方の支援連絡会を行っています。また、居場所等の相談会も行っている状況がございます。たしか、中央区では連絡会という形ではございませんけれども、親セミナー等を新潟地域若者サポートステーション等と連携して、中央区、東区でも行っている状況がございますので、重層という位置づけではございませんけれども、社会福祉協議会さんと連携しながら事業展開しているところでございますけれども、これも今後重層の中に組み込んでいくとか、連携という形を次期計画でもぜひ考えていきたいと思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。少し視点を変えまして、里村委員からお願いします。女性支援という観点からさまざまなご意見お持ちかと思いますが、計画内容をお聞きいただいて、また進捗状況をご認識していただいた中で、ご発言をお願いいたします。

(里村委員)

NPO法人女のスペース・にいがたです。私どもはNPOなので行政とは違う支援ができるのではないかとすることが多々あるかと思えます。例えば行政は5時以降の相談はだめだというところは、私たちは9時ころまでオーケーですよとか、例えば土日も緊急性がある場合はいくらかでも出ていきますし、あるいは行政の中でシェルターの機能があるところは、例えば携帯はだめだよという、飲食はだめだよというところがほとんどなのですが、私たちはステップハウスといってシェルター機能があるお部屋といますか、そういったところが3か所ありまして、そこにはとても若い女性の方々がほとんどなのです。そういう方たちは携帯がないとだめなわけです。ないところには行きたくない。私たちは大丈夫だよということで見守りながらやっているところです。

先ほど親子関係ということがありましたけれども、今、十七、八の方が高校を休学して入っている。精神を病んでいる方もいますけれども、本当に親からの虐待が多く、昨日も緊急といいますか、父親の暴力から逃れてきて、引きこもりをずっとして、仕事もできなくなったという女性の方で、そういう方が多々おまして、ステップハウスというのはすぐ行政につなげて解決していく方法もあるし、もう少し心を休めてゆっくりしてから、自分のこれからのことを考えてもいいんだよという機能を、より私たちは大切しながらやっているところです。

最初に言いましたように、去年、あらゆる困難な女性に対する支援法ができましたので、これは10代から80代。実はうちのステップハウスでは、子どもからの虐待で80代の方が二人入っているのです。この法律の中に女性の福祉というものが入ったのです。ですから私たちも、福祉という観点からも、これからも一緒に考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。次期計画の中で議論する視点になろうかといいます。時間が押しているのですが、市嶋委員、保護司会の立場からご発言ありましたら、お願いいたします。その後、老人クラブの立場からお願いします。

(市嶋委員)

今日は大変勉強になりました。耳慣れない言葉をたくさん聞かせていただいて、これからもっとしっかり勉強していかなければいけないと痛感しております。私が今日感じたことは、私どもが関係しております更生保護活動なのですけれども、保護司数、更生保護女性会の人数、社会を明るくする運動、C判定のところに書いてありますけれども、限られた人数ではございますが、みんな力を合わせて、従来の活動もちろん大事にしておりますけれども、もっと新しい視点でいろんな広報活動ができないか、みんな知恵を出し合いながら、C評価ではないところで、それなりに地域でそれぞれの特徴を踏まえながら、自分の地域にあった活動しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

(丸田委員長)

最後になってすみませが、土田委員からお願いします。

(土田委員)

老人クラブの会長の土田と申します。私は西蒲区から来ております。各地区を回っておりますけれども、地域に問題点などそれなりにいろいろあります。今、各委員の方々のお話を聞いておりますと、そうだなと納得する点が非常に多いわけでございます。ただこれは重層的に、一番大きな問題は早くやってもらいたい。一人の生活者は、高齢の前の話になりますけれども、高齢になるまでは一人ひとりの生活の歴史は全部違います。もちろん、人間としての共通

点はありますが、それぞれ抱えてる問題は、複雑化されて、本人さえどうなっているのか分からなくなってくる生活が出てくることもございますので、速やかに支援をするというのが一番大事なのではないかと思えます。

西蒲区の場合はおかげさまで、今、いろいろ話がありましたけども、比較的地域、身近な方、向こう三軒両隣ではないのですけれども、それに輪をかけたようなところを行政にやっていたいておまして、出前講座とか、お茶の間、これは定期的に毎週ありますので、そういうところに顔を突っ込んで、隣の人がいるなら、私も車に乗せていってもらって、足がないけれども一緒に聞いたり、結局、自分の話を出したりということが案外、今聞いていますと、西蒲区の場合もうまくいっているのではないかという思いがいたしました。それに案ずることなかれ、非常にいろんな問題を抱えております。

8050問題ですが、今言われましたように、もうその年齢ではございません。90・60、そのうち100・70という、後期高齢者は今75歳からですけれども、75歳の方々は働いている方が非常に多いです。私ども高齢の仲間からいいますと、若者という感覚でとらえております。私はちなみに85歳でございます。そんなわけでございますので、実感としては高齢になって休めてあの世に行くのかと思うやはかや、逆転がどんどん世の中進んでおります。それに加えて、自分が培ってきた物事が非常に複雑化してくるものですから、追いつかれる方々はいいのですけれども、率直に言って追いつかない方々がほとんどでございますので、ぜひ速やかにお助けくださいということでございます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。それでは議事の(4)に移りたいと思います。次期地域福祉計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

次期地域福祉計画の策定について説明いたします。机上配付いたしました右上に「資料2」とある「地域福祉計画の構成について」をご覧ください。令和9年4月から始まります第4期になりますけれども、地域福祉計画につきましては、全市共通の理念に基づいて、福祉施策を展開するという考えのもと、これまでの市と区の地域福祉計画というものを市の計画に統合したいと考えております。現行の計画まで、本市では国から人口規模の大きな市町村や相当の面積を有する市町村においては、地域福祉を推進するに当たり、政令指定都市における区単位といった管内を複数に分割するなど、地域の実情を十分に酌み取って計画を策定することができるよう工夫することが望ましいとされていたこともありまして、先に行政区を単位として計画を策定しております。その後、平成27年度からの第2期を策定する際、市全体の考え方、方向性を示すために、市の計画を合わせて策定しております。市の計画、区の計画がある状態は現

在の現行の第3期計画同様となっております。課題といたしましては、これまで各区ごとに個別の地域福祉計画を策定してまいりましたが、理念や目標など内容につきましては差異が見られなくなってきたという実態もございました。

そこで、次期計画につきましては構成を変更したいと考えております。上段、現行の計画につきましては先ほどご説明させていただきましたとおり、市の計画があり、それとは別に、各8区に地域福祉計画がございました。この地域福祉計画は、社会福祉協議会が策定いたします地域福祉活動計画というものと一体的に策定しております。区の計画につきましては、区の地域福祉計画と区社会福祉協議会の地域福祉活動計画というものが一体的に策定されていたということで、それに合わせて市の計画というものが9個あったというような状況でございます。

次期計画におきましては、地域福祉計画を統合し一体というような形で策定し、地域福祉活動計画等はこれまでと同様、理念、目標などを共有して策定し、相互に補完するような関係としたいと考えております。地域福祉計画は全市的な取組み、各区の特性に応じた取組みを掲載するような形で考えております。地域福祉活動計画におきましては、従来どおりおおむね協議会単位で地区ごとに定めております取組みなどを掲載し、地域福祉を推進していきたいと考えております。次期計画の具体的な内容につきましては、今後の委員会において委員の皆様からご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

併せまして、この計画の策定に向けてということでございまして、アンケートを今年度実施しております。アンケートの結果につきましては簡単にかいつまんでご説明いたします。

(事務局)

アンケート結果について報告をします。右肩に「速報版」と書いてあるものをご覧ください。4ページ目をお願いします。1の調査概要です。本調査の調査目的、調査項目は記載のとおりです。3の調査設計です。調査期間以外は、前回令和元年に行ったアンケートと同様な設計としています。4の回収結果です。有効回答数としては記載のとおりで、全体の約58パーセントから回答をいただきました。なお、前回令和元年に行った調査の回答率は参考までに52パーセントですので、上がった形になります。

続いて調査結果の概要を説明させていただきます。8ページ目をご覧ください。なお、今回お配りしたものは速報版となっておりますが、今回の設問はすべて記載しています。何がないのかというと、属性ごと、例えば性別ごとですとか、年齢、居住区ごとの差異があったかどうかという結果が載っていないだけですので、これらの載っていない結果については、後日改めて完成版として共有をさせていただきます。

8ページ目、問7の地域福祉計画の認知度についてです。結果は2割弱の方が知っているとなりまして、前回に比べて知っている人の割合が1割程度減少しています。

次に、13 ページの問 12、日常生活における孤立感と、その下、問 13 の孤独感の設問です。結果は「全く感じない」ですとか、「ほとんど感じない」が多い一方で、「時々感じる」ですとか「常に感じる」と回答した方は、孤立感では全体の 3 割、孤独感では全体の 2 割ほどいたという状況になります。

次に、14 ページ目の問 13 の 1、孤独感に影響を与えた出来事です。こちらは心身の不調と一人暮らしが高い状況になっています。こちらもこれしかありませんが、例えば年齢別に見ていくと、例えば一人暮らしの属性なども見えてくるのではないかと考えております。

32 ページ目をご覧ください。生活困窮者自立支援制度についてです。問の 22、自立支援事業の認知度です。結果は 3 割の方が知っているとなりまして、前回に比べて知っている人の割合が減少しています。

次に 36 ページをお開きください。問 24 で、生活困窮時の相談先です。結果は 3 割の方が相談先を知っている状況でしたが、前回に比べて認知の割合が減少している状況です。

続いて、38 ページをご覧ください。成年後見制度についてです。問 25、成年後見制度の認知度ですが、結果は 6 割弱の方が知っているとなりまして、前回に比べて知っている人の割合が減少しています。

次に、42 ページ、問の 28、成年後見制度推進のために取り組むべきことです。結果は、周知ですとか広報が最も多く、次に相談窓口の設置や増設となっています。

続いて、43 ページの再犯防止をご覧ください。問の 29、再犯防止のために必要なことですが、保護観察官や保護司の指導の充実のほか、住居等を確保し生活基盤を築かせるが続く状況となっています。

次に、49 ページ、重層的支援体制整備事業についてです。重層事業の認知度です。結果は 9 割強の人が名前も内容も知らないという結果でした。

最後に、50 ページです。今後の新潟市の取り組みについてです。結果は 5 割強の方が福祉の相談体制の充実を挙げて、次いで、身寄りのない高齢者への支援となっています。

以上駆け足の説明で大変申し訳ありませんでしたが、結果について報告をさせていただきました。冒頭説明しましたが、詳細版では、年齢別ですとか居住区別などの結果もありますので、それらも参考にして、今後の改訂作業に生かしていければと思っています。

(丸田委員長)

ありがとうございました。時間の関係もあるのですが、現在、次期の計画については市において検討中でありまして、今日は具体的な内容の協議は見送りさせていただいて、次回の委員会のマターにしたいと思っています。次回の委員会に向けまして、各委員から論点整理のための意見や質問がある場合は、今日、机上に配付させていただきました次期福祉計画に關す

る意見、質問等についての用紙に記載をしていただき、後日、ファックスまたはメールにて事務局へ提出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

全員の方から発言をいただきたいということで、結果的には5分近く時間がオーバーすることになってしまいましたが、そこはご勘弁をいただきたいと思います。では、進行を事務局にお返しいたします。

(司 会)

丸田委員長、議事進行大変ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても大変有意義なご審議、ご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。今ほど委員長からお話もありましたように、地域福祉計画に関するご意見、ご質問等につきまして、ご意見等ある方につきましては、先ほどの用紙で後日事務局までご提出いただければと思います。

なお今後の予定についてでございますが、今年度の委員会は2月ないし3月にもう1回開催させていただきたいと思っております。詳しい日程調整等はまたご連絡させていただきます。大変お忙しいと思いますが、ご協力いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和7年度第1回新潟市地域福祉計画策定推進委員会を閉会いたします。大変ありがとうございました。